



巻頭言

建築基本法制定準備会 幹事 水津 秀夫

—建築基本法制定準備会の 15 年—

今年 8 月、本準備会の発足から 15 年。市場開放と規制緩和を迫るアメリカに日本の建築規制法が貿易障壁となると指摘されて、2000 年に建築基準法を仕様規定から性能規定とする改訂が施行された。

しかし、結果として建物の安全性能の検証は決められた計算手続きだけに限定されることになり、工学的判断や新しい知見による設計は許されなくなった。このため国内の研究者や設計者、100 余名がこれを危惧して建築基準法を見直すために建築基本法を制定するための運動が 2003 年にスタートした。

その後も問題が生じる都度、基本理念が無いままに規制する上で都合の良い改訂が行われ、規制される側は最低基準さえクリアさえすれば良しとして、経済効率を最優先して責任の所在や環境、質の向上への配慮が不毛のままである。

当準備会のきっかけは性能規定を誤った手法で規定した規制への危機感であったが、活動を続けるなかで建物は個人財産であるとともに、社会資産—文化—であることを謳う「建物のあるべき姿」を示す基本理念の実現を目指すようになった。長年の活動と国会議員への働きかけが実り、ようやく議員連盟がつくられる機運が出てきている。もう一步、建築基本法の実現を目指して活動を続けたい。

基本法制定準備会 2018 年通常総会の報告

日時:2018 年 6 月 2 日(土)

13 時 30 分開場 14 時~15 時

場 所:建築会館 301、302 号室

議 長: 神田順

司会進行: 楠川邦輔

(以下、敬称略)

1. 開会

2. 会長挨拶 神田順会長

昨年は超党派の国会議員の先生方による勉強会を 3 回開催し、今年 3 月の議員会館シンポジウム以降は、議員連盟の立ち上げの動きをしているところです。本総会では、昨年の活動報告とこれからの展開について皆様のご意見を伺います。講演は「成熟社会にふさわしい建築の制度について」、今の世の中にふさわしい建築制度について議論ができればと考えています。

3. 議長選出 議長 神田順会長

4. 定足数確認 佐久間楨夫 幹事

会員数 197 名 定足数(1/3 以上) 66 名

出席数 28 名 委任状 61 名 合計 89 名

5. 議事録確認者選出 西 一治 氏

会場の様子



6. 議事

<1号議案 2017 年度活動報告・決算報告・監査報告>
活動報告) 水津秀夫 幹事

1) 議員連盟の立ち上げ準備

昨年は超党派の議員連盟を作ることを目指して超党

派の国会議員の先生方による勉強会を3回（6月4日、12月1日、2月1日）開催しました。勉強会事務局は小倉將信議員事務所が、3回目からは宮地拓馬議員事務所が引き継いでいます。今年、3月には議員会館シンポジウムを開催し、議員連盟立ち上げに向けて各議員へのより一層の働きかけを行い、賛同する国会議員へ建築基本法の必要性をPRしました。

- ・2018年3月9日 「今こそ建築基本法を」をテーマに衆議院議員会館でシンポジウムを開催。
- ・準備会発足当時からお世話になっている議員の方々から新人議員まで、多くの議員事務所を訪問し、建築基本法のPRや勉強会への勧誘を数多く行った。

2) 建築基本法のPR活動

- ・7月20日 JIA 東北支部と共催で「これからの建築とまちづくり in 仙台 PART2」シンポジウム。
- ・10月3日 JIA 鹿児島支部と共催で「これからの建築とまちづくり in 鹿児島」シンポジウム。
- ・12月5日 JIA 東北支部と共催で「これからの建築とまちづくり in 仙台 PART3」シンポジウム。
- ・2月16日 JIA 北陸支部と共催で、金沢にて「伝統のまちなみ保存と建築基本法」シンポジウム。
- ・2月27日 JSCAの法制委員会と建築基本法について意見交換。

（4月9日 東京建築構造設計事務所協会（ASDO）の会長、副会長ほかと意見交換。）

- ・ニューズレターの発行 2017年5月に第28号、9月に第29号、1月に30号発行

3) 主な会合・調査

- ・6月3日 通常総会（出席23名 委任状73名）
講演会：「今、ある良い建物をこれからも使い続けていくために」 講師：柳沢伸也氏
- ・9月1日 日本建築学会大会（中国）（会場：広島工業大学）でランチ懇談会（参加者8名）
- ・10月14・15日 完成した唐丹小白浜まちづくりセンターの建物「潮見第」で第六回のまちづくり意見交換会を行った。参加者は23名、漁村集落の過去、現況と今後の在り方について話し合わせ、翌日は湾内をクルーズ。
- ・幹事会（7回）
- ・外事分科会（11回）

決算報告）萩原淳司 幹事

監査報告）新宮清志 監査役

<2号議案 2018年度役員選出>

・新幹事として高田 洋一氏、成岡 茂 氏選出
<3号議案 2018年度活動計画・予算計画>
今年度の活動計画）水津秀夫 幹事

1. 超党派議員による建築基本法の制定を図る。
2. 関連諸団体との連携を図る。
3. 本会の活動の周知を図る。
4. 東日本大震災の復興支援の継続。
5. その他

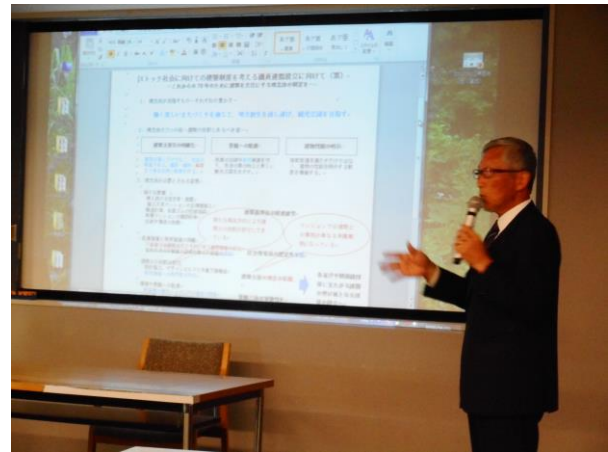
<予算計画> 萩原淳司幹事が説明し承認された。

<閉会>

7. 議長解任

8. 閉会

神田会長



講演会：同日 15時～16時30分

講演：園田 眞理子 氏

演題：「成熟社会に相応しい建築の制度について」

明治大学理工学部建築学科の教授で工学博士・一級建築士でもある園田先生にご専門の「日本の高齢化と住宅需要環境」についてご講演いただいた。

<三つのファクト 日本の三つの真実>

- ① 総人口に占める高齢者人口の割合が世界一
- ② 150年前の3330万人にあと80年ほどで戻る
- ③ 今の社会保証制度を維持するためには20年後に国民負担が6割を超える。

<三つの不都合な真実>

- ① 住宅投資が資産になっていない。
- ② 増え続ける空き家。
- ③ 日本列島のごく一部を除いては、30年以上前の土地の評価額の状態に戻っている。

<シンギュラリティ>

未来学者レイ・カーツワイル先生の話では、2040年頃にはAIの発達で、地球上の全人類と過去からの全人類の知能が入って人機融合し、人類が新しい進化を遂げる。

今私たちはそのような空間に生きている。

<住宅政策の転換>

- ・新たな住宅循環システムの構築（コンパクト・アンド・ネットワーク）
- ・新築からストックの活用へ
- ・我が事・丸ごと地域共生社会の実現
地域再編へ

<事例紹介>

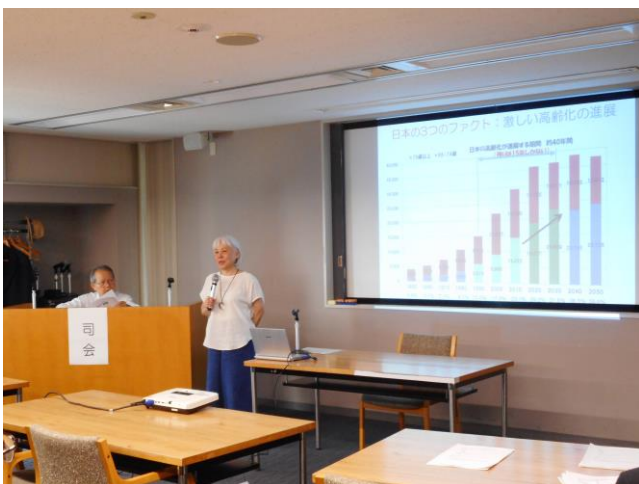
- ・ホームホスピス 超高齢社会から多死社会へ
消防法、耐震の問題
- ・シェアハウス
- ・建築基準法の役割

<まとめ>

- ・建築基準法は制定から約70年、新しい枠組みが必要
- ・建築は多元的要素で成り立っている。このため法的要件を満たしていることは必要条件に過ぎない。柔軟性、現場性、多様性に対して現実的に建物の中で、建物環境の中でどのように受け止めるか知恵が求められている。
- ・既存建築物の価値を認定できるような法基準が必要。例えば建築リノベーション法など。

園田先生からは日本の抱える根本的問題から実際の建築での問題提起を含め貴重なお話をいただき、活発な質疑応答が行われた。

園田 眞理子 氏



新任幹事挨拶

(五十音順)

高田 洋一(たかだ よういち)氏

1976年生まれ。神奈川県川崎市出身。埼玉県在住。株式会社山田守建築事務所勤務。構造設計一級建築士として、様々な建物の構造設計、耐震診断、補強設計に携わらせて頂いています。

幹事の高橋さんの紹介でオブザーバーとして幹事会に何度か参加させて頂き、意匠面、環境面、歴史など様々な分野、角度からのお話を伺うことができ、皆様の見識の広さに圧倒されながら刺激を頂いております。

皆様のお話を伺い、自分のこれまでの設計業務を顧みたととき、経済合理性一辺倒の設計に慣れきってしまっていた自分を原点に戻して頂いた気がしました。

コントロールされていない最低基準の建築基準法によってこれまでに作り出された建築物、これから創られる建築物、歴史的建造物、すべての建築物の「建築のチカラ」を発揮させるためには、基本理念としての基本法が必要なのだと強く感じております。

若輩者ではありますが微力ながら力を尽くせば考えております。宜しくお願い致します。

成岡 茂(なりおか しげる)氏

伝統木造は我が国固有の木造技術を踏まえた建築であり、地域の森林資源を生かし大工棟梁の創意工夫で造る。地震にも強い。

しかるに現在の木造建築、特に木造住宅は建築基準法に規定された在来工法（政令46条の規定による筋違いによる耐力壁をもつ建築）による。現在、伝統木造を建築しようとするには限界耐力計算により安全を確認しなければ建築確認は降りない状況だ。

建築基本法は、歴史と文化を踏まえた建築を基本理念に掲げている。その意味で建築基本法の制定を機に伝統木造の復活を目指したい。

NPO 法人伝統木構造の会 理事
成岡建築設計・技術士事務所 所長

唐丹小白浜報告

なかなか地元との交流が積極的に展開できているとは言えないのですが、この夏は、潮見第が居心地の良い拠点でもあり、個人的には8月の半分以上を唐丹小白浜で過ごすことができました。浜風も心地よく、気温も24度～28度と涼しいくらいの日もある快適さでした。

昨年も報告しましたが、8月11日は、「唐丹ゆめあかり」という8回目となる夏祭りイベントがあり、前日の会場設営からお手伝いしました。

今年は、拓殖大学が応援に駆け付けてくれて、チアリーディング、ブラスバンド、馬頭琴の演技が披露されました。大石の虎舞いも唐丹中学が伝統芸能の継承というので中学生による演技でした。釜石に伝わる神楽でも、七福神は子供たちがそれぞれに演じて、好評でした。

取りはいつも唐丹本郷の桜舞太鼓ですが、こちらにも、センターにまだ小学校前の子供が一丁前に演じて喝采を浴びています。花火も30分ほどですが、港で打ち上げて、ゆめあかりの一夜を楽しみました。グラウンドには、キャンドルライトで、看板に「祈2018 ゆめあかりとうにの灯」と地面に「忘れない3.11」と書いて、こちらは1週間ほど毎晩点灯して、鎮魂の思いを新たにしています。

防潮堤工事も進んで来ています。片岸川の河口には、巨大な水門が完成しました。小白浜は、西側半分がほぼ完成で、14.5mの威容を誇るかのようです。津波で倒壊した5ブロックと東側は、まだ工事に取り掛かっていません。完成は、31年度の予定です。本会としても、市長や懇談会の場で、何度もかさ上げの意味がないことを訴えて来ましたが、いまさらのように、防潮堤の意味を考えさせられます。

9月14日～16日には、毎年恒例となった唐丹まちづくり意見交換会を企画しております。今年は、小学校が被災した片岸地区（災害危険地域指定され住宅は建設できない）の計画が具体的にまだ見えないので、何とか具体像を描こうと、日本女子大の薬袋研究室の参加も得ながら、地元の声も吸い上げて、提案ができると良いと思っております。

(文責：神田順)

拓殖大学の学生たちによる演技



本郷地区の桜舞太鼓と舞台上では手踊り



小白浜西側のそそり立つ防潮堤



事務局連絡先

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845
住所：〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16
建築設計事務所アトリエ71
E-mail: info@kihonho.jp / http://www.kihonho.jp/